

評定様式6

考 查 項 目 別 運 用 表

(総括監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II 工程管理	工程管理が優れている	工程管理がやや優れている	他の評価に該当しない	工程管理がやや劣っている	工程管理が劣っている
	評価結果	※ 該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類をもとに総合的に判断して評価する。 ● 評価対象項目 - 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 - 地元及び関係機関との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 - 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 - 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 - 災害復旧工事など工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 - 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 - その他 理由： ● 判断基準 上記該当項目を総合的に判断して a, b, c, d, e 評価を行う。				
	III 安全対策	安全対策が優れている	安全対策がやや優れている	他の評価に該当しない	安全対策がやや劣っている	安全対策が劣っている
	評価結果	※ 該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類をもとに総合的に判断して評価する。 ● 評価対象項目 - 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 - 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 - 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 - 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 - 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 - 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 - その他 理由： ● 判断基準 上記該当項目を総合的に判断して a, b, c, d, e 評価を行う。				

評定様式6

考 查 項 目 別 運 用 表

(総括監督員)

考査項目	細 別	対 応 事 項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性 (施工条件等への対応)	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 加 点 	11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12 雨・雪・風・気温・波浪等への対応が必要な工事 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15 その他 〔理由：〕 該当 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ※ 上記の対応事項に1つ以上チェック☑がつけば4点の加点とする	(11 について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留などが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。 (12 について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13 について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは命綱を使用する必要のあった工事。(法面工は除く) ・斜面上または急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14 について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15 について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 加 点 	16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 17 その他 〔理由：〕 該当 ☐ ☐ ※ 上記の対応事項に1つ以上チェック☑がつけば6点の加点とする	
	評 価	評 点 点	

【土木工事用】 総括監督員3

評定様式6

考 查 項 目 別 運 用 表

(総括監督員)

考査項目	細 別	a	ab	b	bc	c
6 社会性等	I 地域への貢献度	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない
※ 該当項目を現場への臨場，工事写真及びその他関係書類をもとに総合的に判断して評価する。 ● 評価対象項目 1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 現場事務所や作業現場を周辺地域との景観に合わせるなど，積極的に周辺地域との調和を図った。 3 定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して，積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 道路清掃などを積極的に実施し，地域に貢献した。 5 地域が主催するイベントに積極的に参加し，地域とのコミュニケーションを図った。 6 災害時などにおいて，地域への支援又は行政などによる救護活動への積極的な協力を行った。 7 市内業者からの資材優先納入及び市内下請業者の優先活用に取り組んだ。 8 その他 理由： 該当] 評価 ● 判断基準 上記該当項目を総合的に判断して a，a b，b, bc, c 評価を行う。						

評定様式6

考 查 項 目 別 運 用 表

(総括監督員)

7 法令順守等

評価結果

措 置 内 容		点 数
☐	1 指名停止3ヶ月以上	- 20 点
☐	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15 点
☐	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13 点
☐	4 指名停止1ヶ月未満	- 10 点
☐	5 文書注意	- 8 点
☐	6 口頭注意	- 5 点
☐	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3 点
☐	8 その他理由：	点数を直接入力 - 点
☐	9 該当項目なし	

① 本考査項目「7 法令遵守等」における評定は、本件工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった場合に適用する。

- ・「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ・「工事関係者」とは、本件工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事者及び本件工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

② 総合評価落札方式で入札を行った工事において、受注者の責めにより、受注者が提示した技術提案等の内容が履行されなかった場合は、「8 その他」の項目で当該提案項目の加算点を減点するものとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利または義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金等支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、作業員やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
- 15 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。
なお、人身事故の場合を除き、公衆損害に係るガス管や電気・水道・電話の事故等により、本市（契約課等の関係課）が文書又は口頭による厳重注意を行う場合がある。この場合は、その影響の度合が現場周辺の数世帯程度かつ不慮の事故によるもので、重大な事故につながる等その影響及び責任の度合が著しく軽微であるときは、上表の「7」と同等として、-3点の措置点数を行うことができる。
- 16 受注者が社会保険等未加入業者と下請契約をした。（発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合。）